

生食発 0530 第 1 号  
令和元年 5 月 30 日

各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房  
生活衛生・食品安全審議官  
( 公 印 省 略 )

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件について

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 18 号）及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 19 号）が本日告示され、これにより食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）の一部及び食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（平成 17 年厚生労働省告示第 498 号。以下「対象外物質告示」という。）の一部が改正されました。

改正の概要等については、下記のとおりですので、関係者への周知をお願いするとともに、その運用に遺漏がないようお取り計らいをお願いします。

## 記

### 第 1 改正の概要

#### 1 規格基準告示関係

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 1 項の規定に基づき、規格基準告示に規定する、農薬シメコナゾール、動物用医薬品チモール、農薬テブフェンピラド、農薬トリフルミゾール、農薬ピリオフェノン、農薬フルアジホップブチル、農薬フルエンズルホン及び農薬メタフルミゾンについて、食品中の残留基準値を設定したこと（別紙参照）。

## 2 対象外物質告示関係

法第 11 条第 3 項に基づき、対象外物質に、農薬ビール酵母抽出グルカンを追加したこと。

## 第 2 適用期日

告示の日から適用すること。ただし、下表の農薬等ごとに掲げる食品の残留基準値については、告示の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なお従前の例によること。

農薬等	食品
テブフェンピラド	えんどう、そら豆、らっかせい、その他の豆類、ピーマン、その他のなす科野菜、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実、まくわうり、その他のうり科野菜、みかん、なつみかんの果実全体、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー、ハックルベリー、かき、バナナ、キウイ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし、その他の果実及びその他のハーブ
フルアジホップブチル	日本なし、西洋なし、コーヒー豆、鶏の卵及びその他の家きんの卵

## 第 3 運用上の注意

### 1 残留基準値関係

- (1) 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。
- (2) 今回残留基準値を設定するシメコナゾールとは、シメコナゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (3) 今回残留基準値を設定するチモールとは、チモールのみとする。
- (4) 今回残留基準値を設定するテブフェンピラドとは、テブフェンピラドのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (5) 今回残留基準値を設定するトリフルミゾールとは、農産物にあつてはトリフルミゾール及び代謝物 FM-6-1 【(E)-4-クロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-N-(1-アミノ-2-プロポキシエチリデン)-o-トルイジン】をトリフルミゾールに換算したものの和とし、畜産物にあつてはトリフルミゾール及び塩基性条件下で FA-1-1 【4-クロロ- $\alpha$ ,  $\alpha$ ,  $\alpha$ -トリフルオロ-o-トルイジン】に変

換される代謝物をトリフルミゾールに換算したものの和とし、魚介類にあつてはトリフルミゾールのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

- (6) 今回残留基準値を設定するピリオフェノンとは、ピリオフェノンのみとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (7) 今回残留基準値を設定するフルアジホップブチルとは、フルアジホップブチル及び代謝物D【2-[4-(5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】(加水分解により代謝物Dに変換される代謝物を含む。)をフルアジホップブチルに換算したものの和とする。ただし、フルアジホップブチルにはフルアジホップPブチルが含まれ、代謝物Dには代謝物E【(R)-2-[4-(5-トリフルオロメチル-2-ピリジルオキシ)フェノキシ]プロピオン酸】(加水分解により代謝物Eに変換される代謝物を含む。)が含まれるものとする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。
- (8) 今回残留基準値を設定するフルエンシルホンとは、農産物についてはフルエンシルホン及び代謝物BSA【3,4,4-トリフルオロブタ-3-エン-1-イルシルホン酸】をフルエンシルホンに換算したものの和とし、畜産物についてはフルエンシルホンのみとする。改正前の残留の規制対象は、農産物及び畜産物ともに代謝物BSA(親化合物換算せず)のみである。

「かぶ類の葉」、「はくさい」、「キャベツ」、「芽キャベツ」、「カリフラワー」、「ブロッコリー」、「ごぼう」、「サルシフィー」、「その他のきく科野菜」、「その他のせり科野菜」、「その他の野菜」、「牛の筋肉」、「豚の筋肉」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉」、「牛の脂肪」、「豚の脂肪」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪」、「牛の肝臓」、「豚の肝臓」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓」、「牛の腎臓」、「豚の腎臓」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓」、「牛の食用部分」、「豚の食用部分」、「その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分」、「乳」、「鶏の筋肉」、「その他の家きんの筋肉」、「鶏の脂肪」、「その他の家きんの脂肪」、「鶏の肝臓」、「その他の家きんの肝臓」、「鶏の腎臓」、「その他の家きんの腎臓」、「鶏の食用部分」、「その他の家きんの食用部分」、「鶏の卵」及び「その他の家きんの卵」に設定されているフルエンシルホンの残留の規制対象については、告示の日から起算して6月を経過する日までの間は、なお従前の例によることとする。

- (9) 今回残留基準値を設定するメタフルミゾンとは、農産物にあつてはメタフルミゾン(E体)、メタフルミゾン(Z体)及び代謝物D【*p*-[*m*-(トリフルオロメチル)フェナシル]ベンゾニトリル】をメタフルミゾンに換算した

ものの和とし、畜水産物にあつてはメタフルミゾン（E体）及びメタフルミゾン（Z体）の和とする。今回の改正に当たり、残留の規制対象に変更はない。

## 2 その他

法に基づく残留基準値の設定に併せ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）に基づく動物用医薬品チモールに係る新規承認並びに農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づく農薬シメコナゾール、農薬テブフェンピラド、農薬トリフルミゾール、農薬ピリオフェノン、農薬フルアジホップブチル及び農薬メタフルミゾンに係る適用拡大のための変更登録並びに農薬ビール酵母抽出グルカンに係る新規農薬登録が、今後農林水産省において行われる予定であること。

## 別紙

## 農薬シメコナゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
米（玄米をいう。）	0.1	0.1
とうもろこし	○ 0.05	
大豆	0.2	0.2
こんにゃくいも	0.1	0.1
キャベツ	0.05	0.05
ごぼう	0.3	0.3
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	0.7	0.7
ねぎ（リーキを含む。）	0.2	0.2
にんにく	0.1	0.1
にら	0.1	0.1
トマト	0.2	0.2
その他のなす科野菜	2	2
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.3	0.3
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.2	0.2
すいか	0.1	0.1
メロン類果実	0.1	0.1
ほうれんそう	0.1	0.1
しょうが	0.3	0.3
みかん	0.1	0.1
なつみかんの果実全体	0.3	0.3
レモン	0.3	0.3
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.3	0.3
グレープフルーツ	0.3	0.3
ライム	0.3	0.3
その他のかんきつ類果実	0.3	0.3
りんご	0.5	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
もも	0.7	0.7
ネクタリン	0.5	0.5
あんず（アプレコットを含む。）	1	1
すもも（プルーンを含む。）	0.2	0.2
うめ	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	3	3
いちご	3	3
ぶどう	0.2	0.2
かき	0.2	0.2
茶	10	10

農薬シメコナゾール（続き）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
その他のスパイス	0.3	0.3
その他のハーブ	30	30
魚介類	0.02	0.02

動物用医薬品チモール（寄生虫駆除剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
はちみつ	○ 30	

農薬テブフェンピラド（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ （改正後） ppm	残留基準値 （改正前） ppm
小豆類	0.2	0.2
えんどう	●	0.2
そら豆	●	0.2
らっかせい	●	0.2
その他の豆類	●	0.2
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 0.05	
トマト	○ 0.8	0.5
ピーマン	●	0.5
なす	0.5	0.5
その他のなす科野菜	●	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.5	0.5
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	●	0.5
しろうり	●	0.5
すいか	● 0.05	0.1
メロン類果実	● 0.05	0.1
まくわうり	●	0.1
その他のうり科野菜	●	0.5
その他の野菜	○ 3	0.5
みかん	● 0.05	0.1
なつみかんの果実全体	● 0.7	1
レモン	1	1
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	1	1
グレープフルーツ	1	1
ライム	1	1
その他のかんきつ類果実	1	1

農薬テブフェンピラド（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
りんご	○ 1	0.5
日本なし	0.5	0.5
西洋なし	0.5	0.5
マルメロ	●	0.1
びわ	●	0.1
もも	● 0.03	0.5
ネクタリン	● 0.4	0.5
あんず（アプリコットを含む。）	● 0.4	2
すもも（プルーンを含む。）	● 0.2	2
うめ	●	2
おうとう（チェリーを含む。）	● 1	2
いちご	1	1
ラズベリー	● 0.2	2
ブラックベリー	●	2
ブルーベリー	●	2
クランベリー	●	2
ハックルベリー	●	2
その他のベリー類果実	2	2
ぶどう	0.5	0.5
かき	● 0.3	0.5
バナナ	●	0.5
キウイー	●	0.1
パパイヤ	0.5	0.5
アボカド	●	0.5
パイナップル	●	0.5
グアバ	●	0.5
マンゴー	● 0.2	0.5
パッションフルーツ	●	0.5
なつめやし	●	2
その他の果実	● 0.3	0.5
茶	2	2
その他のスパイス	○ 5	1
その他のハーブ	●	0.5

農薬トリフルミゾール（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ （改正後）	残留基準値 （改正前）
	ppm	ppm
米（玄米をいう。）	0.05	0.05
小麦	0.7	0.7
大麦	0.7	0.7
ライ麦	0.7	0.7
とうもろこし	0.5	0.5
その他の穀類	0.7	0.7
こんにゃくいも	1	1
ごぼう	0.3	0.3
その他のきく科野菜	0.5	0.5
たまねぎ	0.2	0.2
ねぎ（リーキを含む。）	0.5	0.5
にんにく	0.3	0.3
にら	3	3
アスパラガス	0.5	0.5
その他のゆり科野菜	2	2
にんじん	0.5	0.5
パセリ	1	1
セロリ	15	15
トマト	2	2
ピーマン	3	3
なす	1	1
その他のなす科野菜	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	0.7	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.5	0.5
しろうり	0.3	0.3
すいか	0.2	0.2
メロン類果実	0.3	0.3
その他のうり科野菜	1	1
オクラ	0.5	0.5
しょうが	0.5	0.5
未成熟えんどう	5	5
りんご	0.7	0.7
日本なし	1	1
西洋なし	1	1
マルメロ	2	2
もも	0.7	0.7
すもも（プルーンを含む。）	1	1
うめ	1	1
おうとう（チェリーを含む。）	3	3

農薬トリフルミゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
いちご	1	1
ぶどう	2	2
かき	1	1
パパイヤ	1	1
パイナップル	2	2
マンゴー	0.7	0.7
その他の果実	○ 1	0.7
茶	15	15
ホップ	8	8
その他のハーブ	0.5	0.5
牛の筋肉	0.03	0.03
豚の筋肉	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.03	0.03
牛の脂肪	0.03	0.03
豚の脂肪	0.03	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.03	0.03
牛の肝臓	0.1	0.1
豚の肝臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1
牛の腎臓	0.1	0.1
豚の腎臓	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.1	0.1
牛の食用部分	0.1	0.1
豚の食用部分	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1
乳	0.02	0.02
鶏の筋肉	○ 0.02	
その他の家きんの筋肉	○ 0.02	
鶏の脂肪	○ 0.02	
その他の家きんの脂肪	○ 0.02	
鶏の肝臓	○ 0.05	
その他の家きんの肝臓	○ 0.05	
鶏の腎臓	○ 0.05	
その他の家きんの腎臓	○ 0.05	
鶏の食用部分	○ 0.05	
その他の家きんの食用部分	○ 0.05	

農薬トリフルミゾール（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
鶏の卵	○ 0.02	
その他の家きんの卵	○ 0.02	
魚介類	0.3	0.3

農薬ピリオフェノン（殺菌剤）

食品名	残留基準値※ (改正後) ppm	残留基準値 (改正前) ppm
小麦	1	1
トマト	○ 1	
ピーマン	1	1
なす	1	1
きゅうり（ガーキンを含む。）	1	1
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	0.7	0.7
すいか	0.05	0.05
メロン類果実	0.2	0.2
その他のうり科野菜	○ 0.3	
未成熟えんどう	○ 2	
りんご	1	1
日本なし	1	1
いちご	2	2
ラズベリー	○ 0.9	
ブラックベリー	○ 0.9	
ブルーベリー	○ 2	
ハuckleベリー	○ 2	
その他のベリー類果実	○ 2	
ぶどう	3	3
かき	○ 0.7	
グアバ	○ 2	
パッションフルーツ	○ 2	
その他の果実	○ 2	

農薬フルアジホップブチル（除草剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
大豆	3	3
小豆類	○ 47	5
えんどう	○ 4	0.2
そら豆	0.2	0.2
らっかせい	2	2
その他の豆類	○ 47	0.1
ばれいしょ	○ 0.7	0.1
かんしょ	0.05	0.05
やまいも（長いものをいう。）	0.05	0.05
てんさい	○ 0.6	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	0.2	0.2
かぶ類の根	○ 5	
キャベツ	○ 4	2
ブロッコリー	1	1
たまねぎ	0.3	0.3
にんにく	0.3	0.3
アスパラガス	3	3
にんじん	1	1
その他のせり科野菜	○ 0.5	
トマト	○ 0.5	0.05
なす	○ 0.5	
未成熟えんどう	○ 2	
未成熟いんげん	○ 7	
えだまめ	○ 2	0.1
みかん	0.05	0.05
なつみかんの果実全体	0.05	0.05
レモン	0.05	0.05
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	0.05	0.05
グレープフルーツ	0.05	0.05
ライム	0.05	0.05
その他のかんきつ類果実	0.05	0.05
日本なし	● 0.01	0.05
西洋なし	● 0.01	0.05
いちご	○ 0.4	
バナナ	0.1	0.1
パイナップル	0.05	0.05
ひまわりの種子	○ 8	
綿実	○ 0.8	

農薬フルアジホップブチル（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
コーヒー豆	● 0.01	0.1
その他のスパイス	0.3	0.3
その他のハーブ	○ 0.4	
牛の筋肉	○ 0.04	0.03
豚の筋肉	○ 0.04	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	○ 0.04	0.03
牛の脂肪	○ 0.1	0.03
豚の脂肪	○ 0.1	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	○ 0.1	0.03
牛の肝臓	○ 0.2	0.03
豚の肝臓	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	○ 0.2	0.03
牛の腎臓	○ 0.2	0.03
豚の腎臓	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	○ 0.2	0.03
牛の食用部分	○ 0.2	0.03
豚の食用部分	○ 0.2	0.03
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	○ 0.2	0.03
乳	0.03	0.03
鶏の筋肉	○ 0.04	0.02
その他の家きんの筋肉	○ 0.04	0.02
鶏の脂肪	○ 0.04	0.02
その他の家きんの脂肪	○ 0.04	0.02
鶏の肝臓	○ 0.1	0.04
その他の家きんの肝臓	○ 0.1	0.04
鶏の腎臓	○ 0.1	0.04
その他の家きんの腎臓	○ 0.1	0.04
鶏の食用部分	○ 0.1	0.04
その他の家きんの食用部分	○ 0.1	0.04
鶏の卵	● 0.04	0.05
その他の家きんの卵	● 0.04	0.05

農薬フルエンスルホン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
ばれいしょ	○ 0.8	
さといも類（やつがしらを含む。）	○ 3	
かんしょ	○ 5	3
やまいも（長いもをいう。）	○ 3	
その他のいも類	○ 3	
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	○ 4	3
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	○ 50	30
かぶ類の根	○ 4	3
かぶ類の葉	30	30
西洋わさび	○ 4	3
クレソン	○ 3	2
はくさい	2	2
キャベツ	2	2
芽キャベツ	2	2
ケール	○ 15	9
こまつな	○ 15	9
きょうな	○ 15	9
チンゲンサイ	○ 15	9
カリフラワー	2	2
ブロッコリー	2	2
その他のあぶらな科野菜	○ 15	9
ごぼう	3	3
サルシフィー	3	3
エンダイブ	○ 3	2
しゅんぎく	○ 3	2
レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）	○ 3	2
その他のきく科野菜	30	30
にんじん	○ 4	3
パースニップ	○ 4	3
パセリ	○ 3	2
セロリ	○ 3	2
その他のせり科野菜	30	30
トマト	○ 1	0.7
ピーマン	○ 0.7	0.5
なす	○ 0.7	0.3
その他のなす科野菜	○ 0.7	0.5
きゅうり（ガーキンを含む。）	○ 1	0.7
かぼちゃ（スカッシュを含む。）	○ 2	1
すいか	○ 0.2	0.1
メロン類果実	○ 2	1

農薬フルエンスルホン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
その他のうり科野菜	○ 3	0.5
ほうれんそう	○ 4	2
オクラ	○ 0.7	0.5
しょうが	○ 0.8	
その他の野菜	30	30
いちご	○ 0.5	0.3
ブルーベリー	○ 0.5	0.3
クランベリー	○ 0.5	0.3
その他のベリー類果実	○ 0.5	0.3
その他の果実	○ 0.7	0.5
その他のスパイス	○ 0.5	
その他のハーブ	○ 20	9
牛の筋肉	0.01	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	
牛の脂肪	0.01	
豚の脂肪	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.01	
牛の肝臓	0.01	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.01	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分	0.01	
豚の食用部分	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.01	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きんの筋肉	0.01	
鶏の脂肪	0.01	
その他の家きんの脂肪	0.01	
鶏の肝臓	0.01	
その他の家きんの肝臓	0.01	
鶏の腎臓	0.01	
その他の家きんの腎臓	0.01	
鶏の食用部分	0.01	
その他の家きんの食用部分	0.01	

農薬フルエンスルホン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
鶏の卵	0.01	
その他の家きんの卵	0.01	

農薬メタフルミゾン（殺虫剤）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
とうもろこし	0.2	0.2
大豆	0.5	0.5
ばれいしょ	0.02	0.02
さといも類（やつがしらを含む。）	0.2	0.2
かんしょ	0.2	0.2
だいこん類（ラディッシュを含む。）の根	0.5	0.5
だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉	30	30
かぶ類の根	○ 0.5	
かぶ類の葉	○ 30	
はくさい	10	10
キャベツ	5	5
芽キャベツ	0.8	0.8
ケール	40	40
こまつな	40	40
きょうな	40	40
チンゲンサイ	10	10
ブロッコリー	10	10
その他のあぶらな科野菜	40	40
ごぼう	0.2	0.2
レタス（サラダ菜及びちしやを含む。）	50	50
ねぎ（リーキを含む。）	10	10
アスパラガス	0.7	0.7
にんじん	0.3	0.3
トマト	5	5
ピーマン	5	5
なす	3	3
その他のなす科野菜	0.6	0.6
ほうれんそう	70	70
しょうが	0.3	0.3
えだまめ	10	10

農薬メタフルミゾン（続き）

食品名	残留基準値※ (改正後)	残留基準値 (改正前)
	ppm	ppm
みかん	○ 0.3	
なつみかんの果実全体	○ 5	
レモン	○ 5	
オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）	○ 5	
グレープフルーツ	○ 5	
ライム	○ 5	
その他のかんきつ類果実	○ 5	
うめ	10	10
いちご	0.2	0.2
キウイー	○ 0.3	
その他のスパイス	○ 25	
その他のハーブ	40	40
牛の筋肉	0.02	0.02
豚の筋肉	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.02	0.02
牛の脂肪	0.02	0.02
豚の脂肪	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.02	0.02
牛の肝臓	0.02	0.02
豚の肝臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.02	0.02
牛の腎臓	0.02	0.02
豚の腎臓	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.02	0.02
牛の食用部分	0.02	0.02
豚の食用部分	0.02	0.02
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.02	0.02
乳	0.01	0.01
魚介類	2	2

脚注

※○：令和元年5月30日適用（規制緩和の品目）

●：令和元年11月30日適用（規制強化の品目）

- ・ 残留基準値欄が空欄になっている食品及び表中にない食品については、一律基準（0.01ppm）が適用される。

## 参考

- ・「その他の穀類」とは、穀類のうち、米（玄米をいう。）、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
- ・「小豆類」には、いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
- ・「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類（やつがしらを含む。）、かんしょ、やまいも（長いもをいう。）及びこんにゃくいも以外のものをいう。
- ・「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類（ラディッシュを含む。）の根、だいこん類（ラディッシュを含む。）の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス（サラダ菜及びちしゃを含む。）及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ（リーキを含む。）、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
- ・「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり（ガーキンを含む。）、かぼちゃ（スカッシュを含む。）、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
- ・「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マッシュルーム及びしいたけ以外のものをいう。
- ・「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
- ・「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
- ・「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず（アプリコットを含む。）、すもも（プルーンを含む。）、うめ、おうとう（チェリーを含む。）、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイア、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。

- ・「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
- ・「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
- ・「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジ（ネーブルオレンジを含む。）の果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
- ・「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
- ・「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
- ・「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
- ・「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。
- ・「その他の魚類」とは、魚類のうち、さけ目類、うなぎ目類及びすずき目類以外のものをいう。
- ・「その他の魚介類」とは、魚介類のうち、魚類、貝類及び甲殻類以外のものをいう。